諮問番号：平成３０年度諮問第２４号

答申番号：令和元年度答申第１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１１月２７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の審査請求書及び平成３１年４月８日に審査会で実施した口頭意見陳述等における主張

審査請求人は、○○○○○○で立っているのがつらいため、座ってできる仕事を探してきた。就労支援事業を過去に２回受けたが、仕事は決まらず嫌な思いをしただけであったし、事務職以外の仕事も受けるように言われたので「もういいです」と言ったが、就労意欲がないわけではない。

選考面接に行っても、生活保護受給者であることが理由で不採用になるのは、役所から情報が漏れているからである。役所からは被害妄想と言われ、医療機関の受診を勧められたが、精神疾患はなく足以外は健康体である。

処分庁の弁明書に「仕事について、給与が低くても好きな仕事をしてきた」と記載されているが、事務職は、長くやってきたもので、できる仕事の一つであり、好きだからというわけではない。仕事はしたいが見つからない状態が続いていただけで、生活保護をもらうためだけに就職活動をしていると言われているようで腹立たしい。

審査請求人の性格から就労支援事業は向いていない。

指導指示に従わなければ保護が止まるということだったので、仕事が見つからないときは保護をしてもらうことができると考え、保護の停止を求めた。保護が廃止されるのであればもっとまじめに考えた。弁明の機会が与えられた時も保護を廃止するとは言われなかったが、いきなり保護を廃止された。本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）求職活動について

審査請求人は、○○により立っていることがつらいため、座り仕事を探してきたこと、就労支援について過去に２回利用したが仕事が決まらず嫌な思いをした旨主張している。

しかしながら、処分庁は、審査請求人の自発的な求職活動では長らく就職できていないことから、審査請求人の健康状態や、自発的な求職活動状況報告書の内容を考慮した上で、職種や期限を限定しない、より幅広い求職活動の実施や就労支援事業の活用を指導してきたにも関わらず、それに従わず、状況に変化がみられなかったことから、十分な求職活動が行われたものとは認められないとした処分庁の判断は合理性を欠くものとは言えない。

（２）指導指示について

処分庁の行った指導指示は、審査請求人に対する指導の経過や、それに対する審査請求人の求職活動の状況等を踏まえて、求職活動の具体的な内容を指示したものに過ぎず、その指導指示内容が審査請求人にとって実現が困難又は不可能な合理性を欠く内容であるとは認められず、審査請求人から当該指導指示に対し従うことができない合理的な説明もない。

（３）まとめ

審査請求人は、保護の一時停止を求めたにもかかわらず保護廃止された旨主張しているが、以上のとおり、弁明の機会においても正当な弁明がなされず、審査請求人から指導指示に従う意思が示されなかったことから、処分庁が、保護の停止を行うことによっては指導指示に従わせることが著しく困難であると判断して行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

**第４　調査審議の経過**

　平成３１年２月１３日　　　諮問書の受領

平成３１年２月１９日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月４日

口頭意見陳述申立期限：３月４日

平成３１年２月２５日　　　第１回審議

平成３１年２月２８日　　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：平　成３１年３月２０日付け○○○○第１８２７号。以下「回答書」という）

平成３１年３月６日　　　　審査請求人の主張書面（３月３日付け）及び口頭意見陳述申立書（３月３日付け）の受領

平成３１年３月１５日　　　第２回審議

平成３１年４月８日　　　　口頭意見陳述の実施及び第３回審議

平成３１年４月２５日　　　第４回審議

令和元年５月２７日　　　　第５回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第２７条は、指導及び指示について規定しており、第１項において、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

（３）法第６２条は、指示等に従う義務について規定しており、第１項において、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第２７条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、第３項において、「保護の実施機関は、被保護者が、前２項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定め、第４項において、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定め、第５項において、「第３項の規定による処分については、行政手続法第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。」と定められている。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第４の１は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と規定し、２は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と規定し、３は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が２で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と規定し、４は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、２で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と規定している。

（５）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第１１保護決定実施上の指導指示及び検診命令の問１は、「被保護者が書面による法第２７条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準」として「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第６２条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第２７条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。」とし、次の基準として、「２　１によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第６２条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。」、「３ ２の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。」とした上で「（３）保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年３月３１日付けで、処分庁は審査請求人の平成２９年度の援助方針を「○○の回復に向け、主治医の指示に従い通院及び服薬を継続し、生活の改善を図るよう指導」「求職活動を継続するよう指導」と決定した。

（２）平成２９年５月１日付けで、処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年４月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が４日、面接が３件であったことが確認される。

（３）平成２９年６月１日付けで、処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年５月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が３日、面接が２件であったことが確認される。

（４）平成２９年６月９日付けで、①処分庁は審査請求人に対し、定期訪問を実施し、審査請求人から週１回求職活動を行い、月最低２、３回は面接を受けている旨の申告を受け、②処分庁は審査請求人に対し、口頭により、求職活動を続けるよう指導し、就労範囲を広げすぐに働けるところを目指すよう助言をしたことが確認される。

（５）平成２９年６月３０日付けで、処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年６月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が４日、面接が１件であったことが確認される。

（６）平成２９年７月３日付けで、処分庁が指定医療機関から受付した医療要否意見書の「傷病名」には「○○○○○○○○」と、「症状から見た稼働能力の程度（１５歳～６４歳の入院外の場合）」には「軽労働」と記載されている。

（７）平成２９年８月１日付けで、①処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年７月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が４日、面接が２件であったことが確認され、②処分庁は審査請求人に対し、口頭により、同年８月末までに仕事が決まらなければ就労支援事業の活用を検討し、求職活動の内容を見直すよう指導したことが確認される。

（８）平成２９年９月１日付けで、①処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年８月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が４日、面接が６件であったことが確認され、②処分庁は審査請求人に対し、口頭により、○○に鑑み可能な範囲で、したい仕事ではなくできる仕事を探すよう指導したことが確認される。

（９）平成２９年９月２９日付けで、①処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年９月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が４日、面接が０件であったことが確認され、②処分庁は審査請求人に対し、口頭により、就労支援事業を開始し、支援員の勧める求人等に積極的に応募し意欲をもって面接に臨むよう指導したことが確認される。

（１０）平成２９年１０月２３日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「生活保護法第２７条第１項に基づく指導指示書」（○○○○第１３２号。以下「指導指示書（１回目）」という。）により、「１指示事項・内容　平成２９年６月から平成２９年９月までの期間、数回にわたり、求職活動を積極的に行い、自立に向け努力することを口頭により指示してきましたが、いまだに求職活動の内容に変わりがありませんので、○○○保健福祉センター内の就労支援を活用の上求職活動については、幅広く期間の定めのない職種に対し週１回以上の活動を行い、その活動内容を報告することを指示します。活動内容については、あわせて交付する「求職活動状況申告書」により、「求職活動の方法及び内容」、「活動日」、「応募・求職先」、「応募・求職結果」を記載してください。」とした上で、「２履行期限　平成２９年１０月２７日（金）１４時（就労支援についての一回目の面接を行います）」とする旨の指導指示を行った。上記指導指示書には、「なお、正当な理由なくこれに従わないときは、法第６２条第１項及び第３項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。」という記述がある。

同日その後、審査請求人から電話があり、指導指示書を確認したが就労支援は受けないので、同月２７日には来所しないと述べたため、処分庁は来所がなければ再度文書を送り保護の停廃止も検討することになると説明したが、審査請求人は、停止してくれて良いので行かない旨の返答があった。

（１１）「指導指示書（１回目）」による指示に審査請求人が従わなかったため、平成２９年１０月３１日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「生活保護法第２７条第１項に基づく指導指示書（○○○○第１３７号。以下「指導指示書（２回目）」という。）により、「１指示事項・内容　平成２９年６月から平成２９年９月までの期間、数回にわたり、求職活動を積極的に行い、自立に向け努力することを口頭により指示し、平成２９年１０月に文書による指示をしてきましたが、いまだに求職活動の内容に変わりがありませんので、○○○保健福祉センター内の就労支援を活用の上求職活動については、幅広く期間の定めのない職種に対し週１回以上の活動を行い、その活動内容を報告することを指示します。活動内容については、あわせて交付する「求職活動状況申告書」により、「求職活動の方法及び内容」、「活動日」、「応募・求職先」、「応募・求職結果」を記載してください。」とした上で、「２履行期限　平成２９年１１月９日（木）１４時（就労支援についての一回目の面接を行います）」とする旨の指導指示を行った。上記指導指示書には、「なお、正当な理由なくこれに従わないときは、法第６２条第１項及び第３項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。」という記述がある。

　　　審査請求人は１１月８日に来所し、同日付の「弁明書」を提出した。そこには、就職活動は月に６日くらい行っているが、年齢、足が悪いこと、職歴などにより就職できないこと、指導指示書（１回目）の１週間後に指導指示書（２回目）が来たが、改善するといっても１週間では改善しようもないことが述べられているほか、「今回は一時停止すると言われたので一時停止をお願いします。」という記述がみられる。

（１２）平成２９年１１月１日付けで、処分庁は審査請求人から求職活動状況・収入申告書の提出を受け、同年１０月の求職活動状況について、弁明書によれば少なくとも、活動日数が４日、面接が１件であったことが確認される。

（１３）平成２９年１１月１７日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法第６２条第４項の規定により弁明の機会を付与する旨を通知した（○○○生第１４７号）。同通知書中には、「指導指示書（２回目）により指導指示していたにもかかわらず、未だ履行が行われていません。この場合、法第６２条第３項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことがあります。」という記述がある。

（１４）平成２９年１１月２４日付けで、処分庁は審査請求人に対して弁明の機会を与えた。審査請求人は、就労できない理由について、生活保護受給者であるためで、選考面接に行っても、面接官に審査請求人が生活保護受給者であることが伝わっていることを述べた上で、１２月末までは保護を受給したい、３ヶ月程度生活できるだけの預金はあり、生活保護受給者でなければ仕事を決めることができる旨の弁明を行った。

（１５）平成２９年１１月２７日、処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人は、指導指示に従わず、正当な弁明もないため、法第６２条第３項に定められた保護の廃止理由に該当するとして、同年同月２５日付けで保護を廃止することを決定した。

（１６）平成２９年１１月２７日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人は処分庁が行った法第２７条に基づく指導に従わず、正当な弁明もなされなかったことにより、法第６２条第３項に定められた保護の廃止ができる理由に該当するので、同年同月２５日付けで生活保護を廃止する旨の理由の提示を行った上で、本件処分を行った。

３　判断

（１）指導指示書（１回目）及び指導指示書（２回目）について

ア　最高裁判所第一小法廷平成２６年１０月２３日判決は、「生活保護法施行規則１９条は、同法６２条３項に規定する保護の実施機関の権限につき、同法２７条１項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨を定めているところ、その趣旨は、保護の実施機関が上記の権限を行使する場合にこれに先立って必要となる同項に基づく指導又は指示を書面によって行うべきものとすることにより、保護の実施機関による指導又は指示及び保護の廃止等に係る判断が慎重かつ合理的に行われることを担保してその恣意を抑制するとともに、被保護者が従うべき指導又は指示がされたこと及びその内容を明確にし、それらを十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止して、被保護者の権利保護を図りつつ、指導又は指示の実効性を確保することにあるものと解される。このような生活保護法施行規則１９条の規定の趣旨に照らすと、上記書面による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されていなければならず、指導又は指示に至る経緯及び従前の指導又は指示の内容やそれらに対する被保護者の認識、当該書面に指導又は指示の理由として記載された事項等を考慮に入れることにより、当該書面に指導又は指示の内容として記載されていない事項まで指導又は指示の内容に含まれると解することはできないというべきである。」とした上で、「〔生活保護〕法２７条１項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に同法６２条３項に基づく保護の廃止等をすることは違法となると解される」と判示している。

イ　そこで、上記判例の考え方を踏まえつつ、指導指示書（１回目）及び指導指示書（２回目）の妥当性について検討する。

これらの文書において「書面による指導又は指示の内容」として記載されているところをみると、いずれにおいても、「○○○保健福祉センター内の就労支援を活用の上求職活動については、幅広く期間の定めのない職種に対し週１回以上の活動を行い、その活動内容を報告することを指示します。」と記載されており、○○○保健福祉センター内の就労支援を利用するための面談に応じることにとどまらず、幅広く期間の定めのない職種に対し週１回以上の活動を行い、その活動内容を報告することを指示するものであるが、これを履行するには少なくとも数週間程度の日数を要することが認められる。それにもかかわらず、指導指示書（１回目）の履行期限として同文書の日付の翌日から起算し４日間、指導指示書（２回目）の履行期限として同文書の日付の翌日から起算し６日間（土日祝を除く）の日数しか設けられていない。

　　　この点に関する本審査会の質問に対して、処分庁は回答書において、平成２４年３月２２日に生活保護を開始して以降、稼働能力に応じて就労することを審査請求人に対し再三口頭での指導を行ってきたこと、審査請求人が○○○保健福祉センター内の就労支援事業の利用に同意したうえで一度も面談を受けていないことから、まずは同事業を活用するための初回面談に応じることを第一の目的とし、審査請求人にもその旨十分に説明を行ったこと、就労支援事業の初回面談に応じれば、審査請求人は幅広い職種から求職活動を行うことが可能であるため、指導指示書（１回目）及び指導指示書（２回目）の履行期限にかかわらず実現可能な指示内容であったと主張している。

しかしながら、上記最高裁判決が、書面による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されていなければならず、指導又は指示に至る経緯、従前の指導又は指示の内容やそれらに対する被保護者の認識等も勘案して理解することを否定しているのは、指導又は指示の内容を文書により明確に特定することによって、保護受給者がその内容を十分に認識し得ないまま不利益処分を受けることを防止し、もって受給者の権利保護を図ることにある。したがって、審査請求人に対する指導又は指示の内容は、指導指示書（１回目）及び指導指示書（２回目）自体における記載内容それ自体に示されたものと解される。その上で、それらに記載された内容を、それぞれについて設定された履行期限と照らし合わせるならば、指示事項・内容を履行期限内に履行することは審査請求人にとって「客観的に実現不可能又は著しく実現困難」であると言わざるを得ない。そして、法第２７条第１項に基づく指導又は指示の履行が「客観的に不可能、又は著しく実現困難」であるにもかかわらず、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に法第６２条第３項に基づく保護の廃止等をする処分は違法又は不当となる。

（２）本件処分により保護を廃止したことについて

　　ア　前記１（３）のとおり、法第６２条第３項により、保護の実施機関は、被保護者が指導又は指示に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができると規定されているが、これらの処分は、被保護者の利益に重大な影響を及ぼすことに鑑み、保護の実施機関は、指導指示違反があれば直ちにこれらの処分をなし得るものではないと解すべきである。

イ　被保護者が指導指示に従わない場合に保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準については、前記１（５）のとおり、保護の停止を経て保護を廃止する取扱いが原則であるが、保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときには、保護を廃止することが規定されているところである。

　　ウ　保護の廃止は、保護の実施を終了させる最も重い処分であることに鑑み、前記イの「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難である認められるとき」に該当するかどうかは、慎重に判断すべきであると考えられる。しかし、本件処分の理由は、前記２（１６）のとおり、審査請求人が指導指示に従わず、正当な弁明もなされなかったことが示されるにとどまり、どのような理由で保護の停止を経ずに保護を廃止する本件処分に至ったかについては、本件処分の通知書からは必ずしも明らかでない。

エ　この点についての本審査会の質問に対し、処分庁は回答書において、①審査請求人が、短期就労決定を理由に保護の停止を申し出て平成２４年８月１日から４ヶ月間保護が停止されたこと、保護の停止を求めて平成２７年２月・３月・４月分の保護費の受け取りを拒否したが同年５月１日にこれらの分の保護費を受領した経験から保護の停止であれば数ヶ月後には当然のように保護が再開されると考えていると思料したこと、②過去に保護の停止期間を設けた際にも稼働能力を活用する努力をしていたとは認められない上、なおも真摯に求職活動を行っていないため二度の文書による指示を行っても改善が認められないことから、保護の停止によっては指導指示に従い稼働能力を活用することは期待できないと判断したと主張している。

オ　しかしながら、審査請求人は、①平成２９年７月３日受付の医療要否意見書では○○○○○○○○と診断され、稼働能力の程度は「軽労働」であって膝の痛み等から従事できる仕事の内容や職種は自ずと限定されること、②平成２９年４月から１０月までの求職活動日数は概ね月６日、週1回以上であり、ハローワークで求人紹介を受けて面接に臨み、毎月求職活動状況・収入申告書を提出しており、著しく就労意欲が低いとまではいえないこと、そのうえ、③求職活動が功を奏さない中で、保護の受給が原因で採用・就職に至らないという考えを抱くまでに至っていること等を勘案すると、処分庁は、審査請求人の自立を助長するという視点に立ち、求職活動その他生活状況を見守りつつ、なお助言指導を継続することが求められていたといえる。

　　カ　仮に、保護の実施機関が、保護受給者の行っている求職活動では到底採用には漕ぎ着けないため、法第２７条及び第６２条第３項に基づく措置を講じる必要があると考える場合でも、履行可能な期限を付して指導指示を行い、受給者がそれでもなお正当な理由なく指示に従わなかったときは、まずは保護を停止するなど慎重に措置を講ずべきであると考えられる（福岡高裁平成２２年５月２５日判決など参照）。本件においては、過去に審査請求人に対する保護を停止した経緯が認められるが、これらは本件処分よりもかなり以前のことであり、これらをもって慎重に措置を講じたことにはならない。

キ　以上より、本件処分により直ちに保護を廃止したことは重きに失する　ものと言わざるを得ず、本件処分は著しく相当性を欠き、処分庁に与えられた裁量の範囲を逸脱したものであって、違法と評価せざるを得ない。

（３）弁明の機会及びこれを付与する旨の通知について

　　ア　保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、前記１（３）のとおり、法第６２条第４項に従い、あらかじめ、当該被保護者に対して当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知の上、弁明の機会を与えなければならない。また、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３０条は弁明の機会の付与の通知の方式として、弁明書の提出期限までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、「予定される不利益処分の内容」を書面により通知すべき事項の一つに掲げている（同条第１号）。この規定は、不利益処分の名あて人となるべき者が弁明の機会において防御権を行使できるよう、処分庁がどのような内容の不利益処分を行おうとするのか、どのような事実を原因としてその不利益処分を行おうとするのか等について知らせる必要があるという趣旨から設けられているものである。

　　　　たしかに、法第６２条第５項は、「第３項の規定による処分については、行政手続法第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。」と規定しており、行政手続法第３０条第１号の規定はそのまま本件処分に適用されるわけではない。もっとも、法第６２条第４項もまた、同様の観点から不利益処分の名あて人となるべき保護受給者が事前に意見を陳述する手続的権利を保障するものであり、法が、弁明の機会付与の通知内容を、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所に限定し、処分庁が具体的にどのような内容の不利益処分を行おうとするのかを通知することを否定する趣旨であるとは解されない。

イ　本件では、審査請求人が保護の停止を申し出た過去の経緯や、平成２９年１１月８日付けの文書で処分庁に対して保護の一時停止を求めていた事情等からも、処分庁は、前記２（１３）の弁明の機会付与の通知の時点において保護廃止処分を行うことも予定していたことが推認される。他方、審査請求人は保護の停止が行われるものと予想し、処分庁に対して保護の停止を求める口吻を漏らしていたことが認められる。また、前記１（５）のとおり、一般的には、指導指示に従わない場合における保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかの基準については、保護の停止を経て保護を廃止する取扱いが原則とされていることも併せて考えると、処分庁としては、「予定される不利益処分の内容」として保護廃止処分も予定していること、どのような事実を原因として保護廃止処分を行おうとするのかについて審査請求人にあらかじめ明確に伝えて、弁明の機会における防御権の行使を保障すべきであったといえる。

ウ　しかしながら、審査請求人に対し弁明の機会を付与する旨の通知には、前記２（１３）のとおり、「指導指示書（２回目）により指導指示していたにもかかわらず、未だ履行が行われていません。この場合、法第６２条第３項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分を行うことがあります。」と不利益処分の内容が包括的に記載されていたにすぎず、弁明の機会の付与に関して審査請求人の手続的権利の保障に欠けるところがあったといえる。

（４）以上より、本件処分には違法又は不当な点が認められ、本件処分は取り消されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子